

## いちご（生鮮果実）に関する登録商標に係る管理要領

（制定 令和元（2019）年12月25日）

### （目的）

第1条 この要領は、別表1に掲げる栃木県が開発したいちご品種（以下「本いちご」という。）の消費拡大や普及促進を図り、本いちごが広く消費者に親しまれ、定着するために定めた別表2に掲げる登録（文字）商標（以下「本商標」という。）及び登録（図形）商標（以下「本マーク」という。）の生鮮果実における適正な使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### （使用対象）

第2条 本商標及び本マークの使用対象は、本いちごの生鮮果実（以下「本果実」という。）とする。

### （商標権）

第3条 本商標及び本マークに関する一切の権利は、栃木県に属する。

### （使用条件）

第4条 本商標及び本マークの使用条件は、別紙1のとおりとする

2 別紙1の使用条件を満たす本果実については、本商標及び本マークの使用に係る許諾申請は不要とする。

### （使用上の注意）

第5条 本商標及び本マークの使用は、非独占的になされるものとする。

2 本商標及び本マークは、別紙1に定める「本商標及び本マークとして使用可能な表示について」に従い使用すること。

3 その他、本商標及び本マークの使用に当たっては、以下の各号の条件を全て遵守すること。

一 本商標及び本マークの一部のみを使用し、変形しないこと。

二 本商標と本マークを重ねて使用する場合、又は本商標及び本マークを他の図形もしくは文字と重ねて使用する場合は、栃木県と協議すること。

三 本商標及び本マークの使用によって、本果実について誤認又は混同を生じさせないこと。

四 本商標及び本マークを、自己のシンボルマーク、商標、又は意匠として使用しないこと。

五 本商標及び本マーク自体を商品化しないこと。

六 本商標及び本マークの表示は、本果実の品質等を栃木県が保証するものではないため、当該使用に係る本果実に「栃木県推奨・認定」等の文言は使用しないこと。

### （表示の義務等）

第6条 本商標及び本マークを使用し本果実を販売する者（以下、「使用者」という。）は、本商標及び本マークが登録商標であることと登録番号を表示又は明示するよう努めること。また、本商標を使用し国内だけで本果実を販売する場合に限り、®を表示できることとし、本マークにも®を表示するよう努めること。

2 本商標及び本マークは、本果実を収容する容器又は包装紙に表示することができる。その

場合、シールに印刷し、貼付表示することができるほか、容器又は包装紙に直接印刷表示することができる。

(使用料)

第7条 本商標及び本マークの使用料は、無料とする。

(事故、苦情等の処理)

第8条 本商標及び本マークの使用に関する事故又は苦情については、商標の使用者が、誠意をもってその責任の下に処理しなければならない。

- 2 栃木県は、本商標及び本マークを使用したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。
- 3 使用者は、本商標及び本マークを使用した果実等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、栃木県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 4 使用者は、本商標及び本マークの使用に際して故意又は過失により栃木県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を栃木県に賠償しなければならない。
- 5 栃木県は、この要領により本商標及び本マークを使用した者に対し、その実施に係る経費又は役務を負担しない。

(情報の公開)

第9条 知事は、本商標及び本マークについて、広く使用促進を図る観点から、本商標及び本マークの使用状況等について、情報を公開することができる。

(使用の中止)

第10条 知事は、使用者が、第4条及び第5条に違反した場合、並びにその他本商標及び本マークの使用継続が不適当であると認められる場合は、使用者に対し、本商標及び本マークの使用中止及び使用物件等の回収等の措置を請求することができる。

- 2 前項の規定により、使用中止を請求された場合、当該請求の日から本商標及び本マークを使用することはできないものとする。
- 3 前2項の場合に生じた損失等の負担は、全て使用者が負うものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和元（2019）年12月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和3（2021）年1月15日から施行する。

(別表1) (第1条関係)

対象とする栃木県が開発したいちご品種

品種名	品種登録 出願番号	出願年月日	出願公表の 年月日	登録年月日	品種登録 番号
栃木 i 27号	第 26477 号	H23. 11. 15	H24. 2. 20	H26. 11. 18	第 23749 号
栃木 i W1号	第 32822 号	H30. 1. 29	H30. 4. 24		
栃木 i 37号	第 33245 号	H30. 7. 9	H30. 11. 13		

(別表2) (第1条関係)

対象とする栃木県が登録した商標

商標名	商標の 登録番号	登録年月日
スカイベリー	第 5519463 号	H24. 9. 7
	第 5757603 号	H27. 4. 10
ミルキーベリー	第 6153706 号	R元. 6. 21
とちあいか	第 6232688 号	R 2. 3. 5

(別紙1) (第4、5条関係)

### 1 使用条件等について

登録商標 (本商標、 本マーク)	スカイベリー <sup>®</sup> (文字商標)		(スカイベリー の図形商標)	ミルキーベリー <sup>®</sup> (文字商標)	とちあいか <sup>®</sup> (文字商標)
使用できる いちご品種 (本いちご)	栃木 i27 号		栃木 iW1 号		栃木 i37 号
使用条件	別に定める使用条件に適合すること		文字商標「スカイベリー」と同時に使用すること		
本商標及び 本マークと して使用可 能な表示 <sup>※1</sup>	・スカイベリー ・すかいべりー <sup>®</sup> ・Skyberry		※2	・ミルキーベリー <sup>®</sup> ・みるきーべりー <sup>®</sup> ・Milkyberry	・とちあいか <sup>®</sup> ・トチアイカ <sup>®</sup> ・Tochiaika

※1 最上段が標準表示であるが、その他同一称呼名称として、ひらがな表示、カタカナ表示、ローマ字表示に限り使用を認める。なお、ローマ字表示について、大文字小文字は問わない。

※2 図形商標の表示については下記を遵守する。

- 1) 図形を変形させないこと（図形の上下も上記表示のとおりとする）。
- 2) 色彩については一色とすること。

### 2 本商標及び本マークとして使用可能な表示について

#### (1) 表示における制限

- 1) 文字については、
  - i 商標法第5条第3項に規定する標準文字として認められるものであること。
  - ii 活字体および筆記体の変更以外の形状変化は認めない。
- 2) 文字の色彩については、商標法第70条第1項に規定する登録商標に類似する商標であって、色彩を登録商標と同一にするものとすれば同一と認められるものであること。
- 3) その他商標法第50条第1項における規定における使用に準じたものであること。

#### (2) 他の語句と組み合わせた表示

他の語句と連続して使用することは、違う名称と誤認されるおそれがあるため、使用する場合は、①本商標と他の語句の間にスペースを空けるか、②本商標の語尾にアールマークを付けるか、③行を変えること。

使用可能な表示例	使用不可の表示例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・【本商標】□□□</li> <li>・【本商標】<sup>®</sup>□□□</li> <li>・□□□【本商標】</li> <li>・□□□【本商標】<sup>®</sup></li> <li>・【本商標】 □□□</li> <li>・【本商標】<sup>®</sup> □□□</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・【本商標】□□□</li> <li>・□□□【本商標】</li> <li>・□□□【本商標】<sup>®</sup></li> </ul>

※ “本商標”には、各商標（図形商標を除く）が該当する。なお、【】は、不要である。